

【関係漁業協同組合】 益田川上流漁業協同組合

変 更 後	変 更 前	変更理由	施行予定 年月日												
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u> </u>口頭<u> </u> <u> </u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 略 (キャッチアンドリリース区間の設置) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域<u>において</u>、ウ欄に掲げる<u>漁具・漁法によってのみ採捕することができるが</u>、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 区域</th><th>ウ 漁具・漁法</th></tr><tr><td rowspan="2">いわな、あまご、にじます、うぐい</td><td>あららぎ湖湖面全域及び湖面に注ぐ支流全域</td><td rowspan="2"><u>手釣・竿釣(ルアー釣り、毛針釣り)</u></td></tr><tr><td>秋神川こおろぎ橋下流端から秋神ダム合流点まで</td></tr></table> 2 略	ア 魚種	イ 区域	ウ 漁具・漁法	いわな、あまご、にじます、うぐい	あららぎ湖湖面全域及び湖面に注ぐ支流全域	<u>手釣・竿釣(ルアー釣り、毛針釣り)</u>	秋神川こおろぎ橋下流端から秋神ダム合流点まで	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、<u>手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出</u>又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、<u>手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)</u>の行う水産動植物の採捕に<u>著しい支障があると認められる場合又は</u>第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 略 (キャッチアンドリリース区間の設置) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域<u>で</u><u> </u>ウ欄に掲げる<u>期間において</u><u> </u>、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 区域</th></tr><tr><td rowspan="2">いわな、あまご、にじます、うぐい</td><td>あららぎ湖湖面全域及び湖面に注ぐ支流全域</td></tr><tr><td>秋神川こおろぎ橋下流端から秋神ダム合流点まで</td></tr></table> 2 略	ア 魚種	イ 区域	いわな、あまご、にじます、うぐい	あららぎ湖湖面全域及び湖面に注ぐ支流全域	秋神川こおろぎ橋下流端から秋神ダム合流点まで	第3条で漁具・漁法を規定しており、その他の場合が存在しないため文書を簡略化 第8条で定めていたキャッチアンドリリース区間における漁具・漁法の制限を第3条で定めるため	認可の日
ア 魚種	イ 区域	ウ 漁具・漁法													
いわな、あまご、にじます、うぐい	あららぎ湖湖面全域及び湖面に注ぐ支流全域	<u>手釣・竿釣(ルアー釣り、毛針釣り)</u>													
	秋神川こおろぎ橋下流端から秋神ダム合流点まで														
ア 魚種	イ 区域														
いわな、あまご、にじます、うぐい	あららぎ湖湖面全域及び湖面に注ぐ支流全域														
	秋神川こおろぎ橋下流端から秋神ダム合流点まで														

(漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁による漁具・漁法は手釣、竿釣、たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣（エサ釣り、ルアー釣り、毛針釣り、置き釣り）	舟（ゴムボートを含む）を使用しないこと（あらかぎ湖を除く）
友釣り	リールの使用は禁止
<u>たも網</u>	<u>たも網の口径は40cm以下</u> <u>たも網については日の出から日の入りの時間に限る</u>

第5条から第7条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、75歳以上、女性又は肢体不自由者で身体障害者手帳2級以上所持のときは同号に掲げる額の七割で100円未満は切り上げに相当する額とする。また、次項ただし書に規定する方法により漁場監視員に納付するときの現場加算料は第2号のとおりとする。

一 手釣、竿釣、たも網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣・竿釣・ <u>たも網</u>	1日3,000円、 1年16,000円
雑魚 ^{※1}	手釣・竿釣・ <u>たも網</u>	1日1,500円、 1年8,000円

※1 雑魚とは、あまご、いわな、うぐい、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、あじめどじょう、かじかのすべて。

二 現場加算の場合

魚 種	漁具・漁法	現場加算料
あゆ	手釣・竿釣・ <u>たも網</u>	3,000円

(漁具・漁法の制限)

第4条 _____ 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣（エサ釣り、ルアー釣り、毛針釣り、置き釣り）	舟（ゴムボートを含む）を使用しないこと（あらかぎ湖を除く）
友釣り	リールの使用は禁止
_____	_____

第5条から第7条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、75歳以上、女性又は肢体不自由者で身体障害者手帳2級以上所持のときは同号に掲げる額の七割で100円未満は切り上げに相当する額とする。_____次項ただし書に規定する方法により_____納付するときは、現場加算料を加算した額とする。

一 手釣、竿釣_____による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣・竿釣_____	1日3,000円、 1年16,000円
雑魚 ^{※1}	手釣・竿釣_____	1日1,500円、 1年8,000円

※1 雑魚とは、あまご、いわな、うぐい、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、あじめどじょう、かじかのすべて。

二 現場加算の場合

魚 種	漁具・漁法	現場加算料
あゆ	手釣・竿釣_____	3,000円

漁具・漁法を明確にするため

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網を漁具・漁法に規定

文言の修正

漁業調整規則の一部改正に伴い、たも網の遊漁料を規定

<table><tr><td>雑魚※¹</td><td>手釣・竿釣<u>・たも網</u></td><td>1, 5 0 0 円</td></tr></table>	雑魚※ ¹	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	1, 5 0 0 円	<table><tr><td>雑魚※¹</td><td>手釣・竿釣_____</td><td>1, 5 0 0 円</td></tr></table>	雑魚※ ¹	手釣・竿釣_____	1, 5 0 0 円	
雑魚※ ¹	手釣・竿釣 <u>・たも網</u>	1, 5 0 0 円						
雑魚※ ¹	手釣・竿釣_____	1, 5 0 0 円						
※1 雑魚とは、あまご、いわな、うぐい、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、あじめどじょう、かじかのすべて。	※1 雑魚とは、あまご、いわな、うぐい、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、あじめどじょう、かじかのすべて。							
<u>三 削除</u>	<u>三 第3条で規定するキャッチアンドリリースの場合</u> <table><tr><td><u>魚 種</u></td><td><u>漁具・漁法</u></td></tr><tr><td><u>いわな、あまご、にじます、うぐい</u></td><td><u>手釣・竿釣（エサ釣り、ルアー釣り、毛針釣り）</u></td></tr></table>	<u>魚 種</u>	<u>漁具・漁法</u>	<u>いわな、あまご、にじます、うぐい</u>	<u>手釣・竿釣（エサ釣り、ルアー釣り、毛針釣り）</u>	第3条でキャッチアンドリリース区間の制限を定めるため 現場加算の納付を明確にするため 交付場所の明確化のため		
<u>魚 種</u>	<u>漁具・漁法</u>							
<u>いわな、あまご、にじます、うぐい</u>	<u>手釣・竿釣（エサ釣り、ルアー釣り、毛針釣り）</u>							
2 遊漁料は、組合が指定する遊漁券取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。 <u>この場合には、第1項第2号に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。</u>	2 遊漁料は、組合が指定する遊漁券取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。_____							
<u>3 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。</u>								
第9条から第11条 略	第9条から第11条 略							
(違反者に対する措置)	(違反者に対する措置)							
第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。	第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。							